

鳥取県告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成20年8月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡琴浦町大字金屋字八橋野 1 の12、1 の105から1 の111まで、1 の119、1 の121、1 の122、1 の134、
1 の165
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅